

長崎県個人情報保護審査会

諮問事項に関する資料

議題（3）関係

【 配付資料 】

- 1 諮問書の写し …資料1 P1～
- 2 諮問事項に関する資料
 - ①新たに独自利用しようとする事務の選定経過 …資料2 P7
 - ②他県の状況、現在の独自利用事務 …資料3 P8
 - ③住民基本台帳ネットワークの状況について …資料4 P9～
- 3 長崎県住民基本台帳施行条例 …資料5 P19～
- 4 長崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程 …資料6 P26～

長崎県企画振興部地域振興課

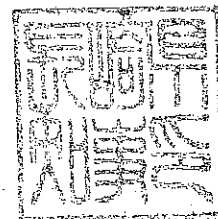
平成25年12月25日

25地振第704号

平成25年12月4日

長崎県個人情報保護審査会会長 様

長崎県知事 中村 法道



本人確認情報の利用に係る事務の諮問等について

このことについて、長崎県住民基本台帳法施行条例第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

第1 諮問の趣旨

住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）が、改正住民基本台帳法の施行により、平成14年8月5日から稼働している。

住基ネットは、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、付随情報）を専用回線を通じて送受信し、国や地方公共団体において利用するものであり、この本人確認情報の保護に関する事項を調査審議するため、住民基本台帳法第30条の9の規定により、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を設置することとされている。

本県においては、長崎県住民基本台帳法施行条例第2条の規定により、長崎県個人情報保護審査会を上記の本人確認情報の保護に関する審議会とし、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項について調査審議するものである。

第2 諮問する事項

住民基本台帳法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び条例で定める事務について、次のとおり追加することを諮問する。

○追加しようとする知事以外の執行機関：「公安委員会」

○追加しようとする事務：「放置違反金に関する事務」

（事務の詳細については、別紙附属資料のとおり）

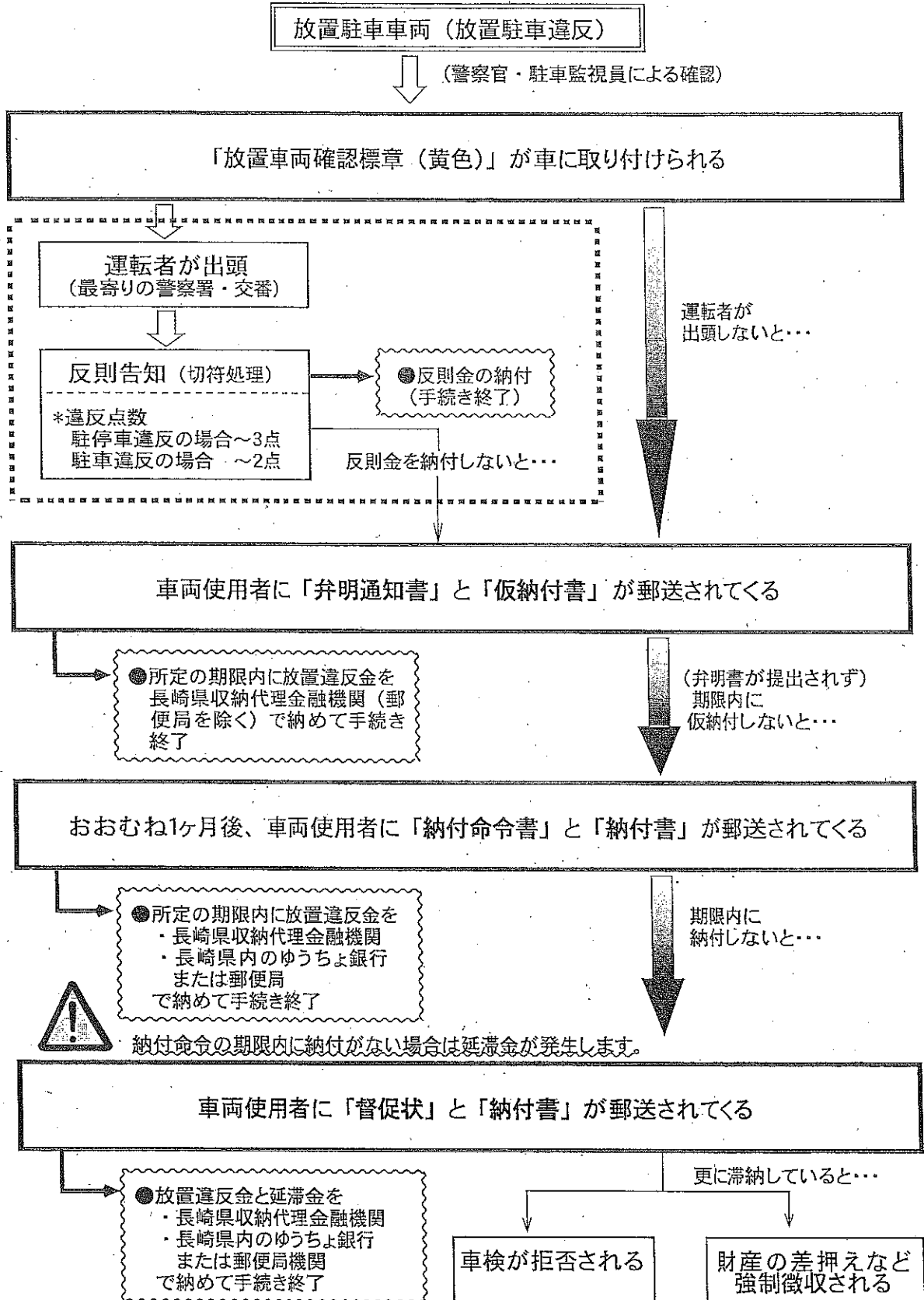
第3 条例改正の予定時期

平成26年の第1回定例会に、長崎県住民基本台帳法施行条例の改正案を上程し、可決後、平成26年4月1日施行を目途とする。

附属資料

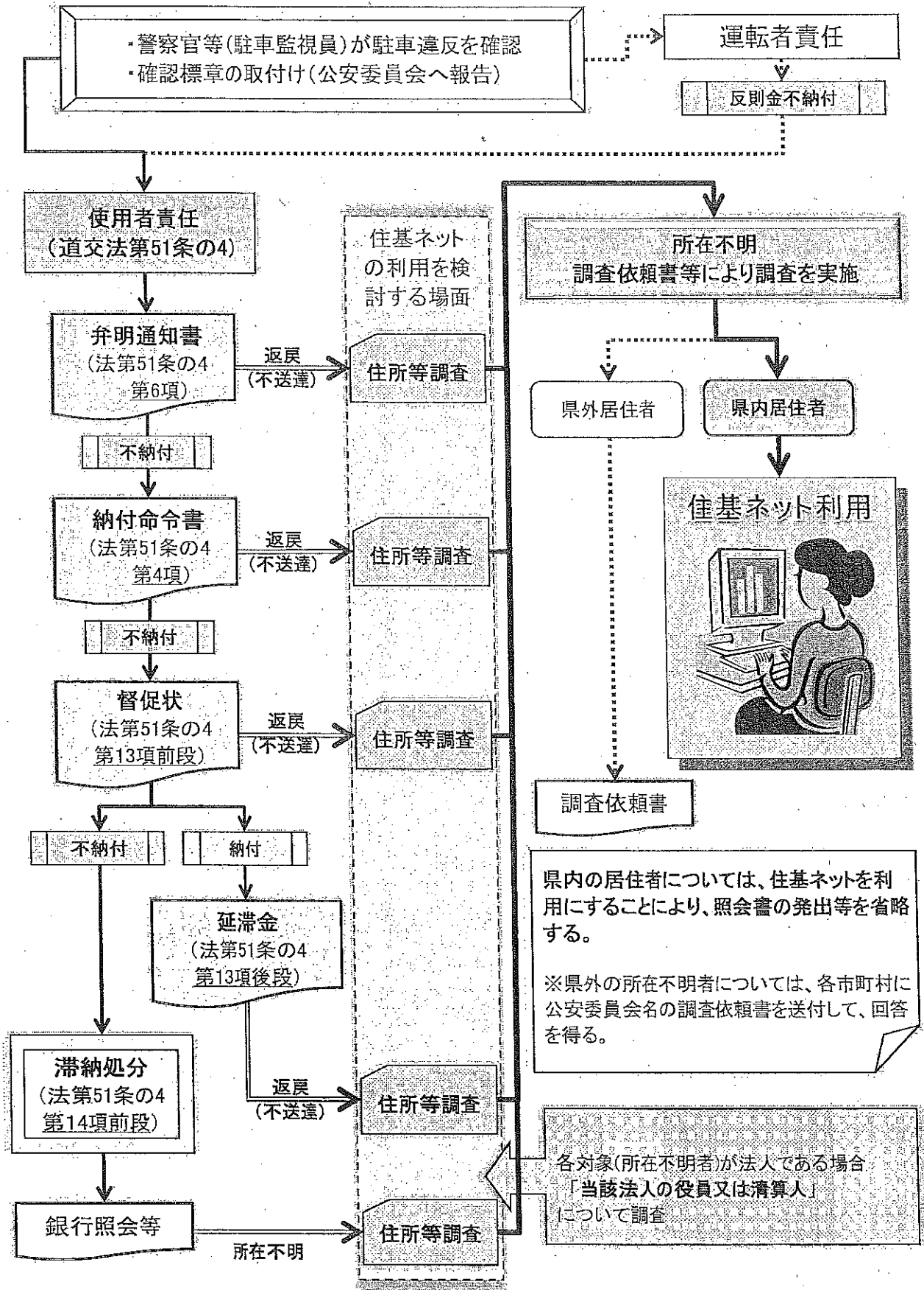
放 置 違 反 金 に 関 す る 事 務	
1 事務の内容及び 1年間の住基ネット の利用見込み件数	<p>使用者又はその相続人を対象に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 弁明機会の付与の通知に関する事務 放置違反金の納付命令前に弁明機会の付与の通知を郵送し、住所不明で返戻された際の所在調査。 2 納付命令に関する事務 放置車両に係る放置違反金の納付命令を郵送し、住所不明で返戻された際の所在調査。 3 督促に関する事務 放置違反金の納付命令後、納付期限を経過しても納付しない者に督促状を送付し、住所不明で返戻された際の所在調査。 4 徴収に関する事務 放置違反金の督促後、指定期限までに納付しない者に対して地方税の滞納処分の例により徴収する際、徴収対象者の所在調査を行う。 5 利用見込み件数…約1,000件 平成24年中の取扱件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身上照会1,269件(うち長崎県内1,038件) の事務を行う。
2 根拠法令等	<p>道路交通法第51条の4(放置違反金) 道路交通法第51条の5(報告徴収等)第2項</p>
3 住基法により 住基ネットを 利用できる関連 事務	
4 検討内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置違反金の徴収事務を行っているが、納付義務のあるべき者等に対して督促等の通知を行う必要があるが、住所不明で返送されることも多く、その都度市町へ住民票の写しを請求している状況である。 ・ 住基ネットの本人確認情報を利用することにより使用者の住所を速やかに確認でき、督促徴収の事務を円滑に行うことができるようになることになり、行政の効率化が図られるとともに照会書の発送に係る通信費等の節減になる。
5 その他	<p>参考資料については、別添のとおり。</p>

放置違反金納付の手続き等の流れ



※納入場所等については、収納票に記載してあります。

住民基本台帳ネットワークシステムの利用場面



○法： 道路交通法（昭和35年法律第105号）

日付：平成25年9月30日

○道路交通法

(放置違反金)

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽（けん）引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽（けん）引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用人が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用人、運転者その他当該車両の管理について責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用人に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。

6 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用人に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

一 当該納付命令の原因となる事実

二 弁明書の提出先及び提出期限

7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

8 放置違反金の額は、別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。

9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。

10 納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならない。

13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、公安委員

会は、放置違反金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

- 14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とする。
- 16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消さなければならない。
- 17 公安委員会は、前項の規定により納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該納付命令を受けた者に通知しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。
- 18 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
（罰則 第二項については第二百二十一条第一項第九号）
（報告徴収等）

第五十一条の五 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第一項の規定により標章を取り付けられた車両の使用人、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
（罰則 第一項については第二百十九条の三第一項第五号、第二百二十三条）

新たに独自利用しようとする事務の選定経過について

平成25年4月、県庁各所属に対し住基ネット利用希望調査を実施したところ、利用希望のあった各所属に対し、ヒアリングを実施。下記の方針に基づき、住基ネットを利用できる事務として適当であるか検討を行った結果、今回1事務を諮問することとなった。

記

住基ネットを独自利用する事務の選定方針

【選定する事務】

○申請、届出等に係る事務

本人確認情報を利用することにより、県民に対して住民票の写しの提出を求める必要がなくなり、県民の負担軽減及び利便性の向上が見込まれる事務。

○県知事等が自ら利用する事務

本人確認情報を利用することにより、県及び市町の行政経費の削減及び行政の効率化を図ることができる事務

【除外する事務】

○上記基準に合致する場合でも、年間処理件数が著しく少ない事務等、費用対効果の面から問題があると考えられる事務

○本人確認情報以外の情報（本籍地、続柄等）を必要とする事務

○住民票の写しの添付が各事務の関係法令等に規定されている事務

1. 他県の状況(放置違反金に関する事務に係る住基ネット利用について条例で定めている県

8府県

群馬県 千葉県 福井県 大阪府 兵庫県

島根県 岡山県 広島県

2. 現在の独自利用事務(長崎県住民基本台帳法施行条例別表)

項目	事務名	条例施行年月日	平成24年度 本人確認情報 利用・提供件数
1	長崎県吏員恩給条例による年金給付に関する事務	H15.8.1	67
2	不動産取得税の軽減措置に関する事務、身体障害者等に係る自動車税及び自動車取得税の減免に関する事務	H16.8.1	11,723
3	産業廃棄物税の特別徴収義務者登録事項変更届出等に関する事務	H21.4.1	0
4	県税の賦課に関する事務	H21.4.1	4,127
5	県税の徴収に関する事務	H21.4.1	4,329
6	介護支援専門員の登録に関する事務	H22.8.1	370
7	心身障害者扶養共済制度に関する事務	H22.8.1	2,021
8	障害児施設給付費を支給する旨の決定に関する事務	H21.4.1	0
9	原爆被爆体験者精神医療受給者証の届出の受理に関する事務	H15.8.1	184
10	特殊肥料生産業者等の届出に関する事務	H21.4.1	3
11	農業販売業者等の届出に関する事務	H21.4.1	0
12	入会林野整備認可申請に関する事務	H16.8.1	0
13	砂利採取業登録及び登録変更に関する事務	H22.8.1	0
14	採石業登録及び登録変更に関する事務	H22.8.1	0
15	県営住宅の家賃等の督促徴収等に関する事務	H22.8.1	60
16	不利益処分に係る審査請求人の所在の確認等に関する事務	H22.8.1	58
17	住民監査請求に関する事務	H22.8.1	2
18	事業を行うために必要な土地等の所有権等を有する者の生存等の確認に関する事務	H22.8.1	499